

**第3次**  
**太宰府市男女共同参画プラン**  
**(素案)**

**令和5年4月 (予定)**

**太宰府市**

# 目 次

第1章 プラン策定の趣旨	1
第2章 プラン策定の背景と現状	
1. 国内外の動き	2
2. 太宰府市の現状	3
3. 取り組む課題	6
第3章 プラン策定の基本的考え方	
1. プランの基本理念と目標の視点	7
2. プランの性格	8
3. プランの期間	8
4. プランの進捗管理	8
第4章 プランの施策の方向と事業の内容	
プランの体系	9
目標1 男女共同参画社会実現に向けての啓発・教育	10
施策の方向1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	13
施策の方向2 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実	14
施策の方向3 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進	16
目標2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり	17
施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	22
施策の方向5 雇用の分野における女性の活躍推進	23
施策の方向6 ワーク・ライフ・バランスの推進	25
施策の方向7 仕事と生活の両立を可能にする子育て・介護への支援	26
施策の方向8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	28
目標3 だれもが安心して暮らせる社会の実現	30
施策の方向9 配偶者等からの暴力の根絶	33
施策の方向10 生涯を通じた健康支援	35
施策の方向11 共生社会への推進	36
プランの推進体制	38

## 第1章 プラン策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されました。この法律において、「男女共同参画社会の形成」とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。また、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本法を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ること、県や地方公共団体の責務や男女共同参画基本計画の策定等についても明記されました。

太宰府市男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「太宰府市男女共同参画推進条例」第8条に基づく基本計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」に基づく計画としても位置付けています。

本プランにつきましては、「第1次プラン」を平成15年に、「第2次プラン」を平成25年に策定し、それぞれ5年ごとに後期プランとして施策の見直しを行いました。第3次プランは、令和4年度に最終年度を迎える第2次プランの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行いました。見直しにあたっては、「まち・ひと・しごと総合戦略」並びに関連する個別計画との整合性を図り、また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次福岡県男女共同参画基本計画」を勘案しながら、太宰府市の現状に適した見直しを進めていきました。

今回策定した第3次プランは、社会状況の変化や法律の改正等に迅速な対応ができるよう、対象期間を令和5年度から令和9年度までの5年間としました。

### ●計画期間 (年度)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
国		第5次男女共同参画基本計画							
県		第5次福岡県男女共同参画計画							
		第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画							
太宰府市	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略								
	令和2年度～令和6年度特定事業主行動計画								
				第3次男女共同参画プラン					

## 第2章 プラン策定の背景と現状

### 1. 国内外の動き

国際社会では、平成 27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」において、女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられ、諸外国においても女性の参画拡大が進められています。

日本政府は平成 15（2003）年に「社会のあらゆる分野において 2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待する」との目標を掲げ、目標の達成に向けて取り組みが行われてきましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分に共有されず、必要な改革も進みませんでした。

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が公表した、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野の男性に対する女性の割合を示す「ジェンダーギャップ指数 2022」によると、日本は総合スコア 0.650 で 146 カ国中 116 位（前回は 0.656、156 カ国中 120 位）でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果でありました（出典：内閣府『共同参画 2022 年 8 月号』）。特に政治分野や経済分野での値が低く、その要因として女性の人材育成機会の不足や性別役割分担意識などが考えられます。女性に対する人権課題の取組、日本社会に根強く残る性別役割分担意識の改革、働き方改革の推進など、性別を問わず一人の人間として能力を発揮できる機会が確保され、豊かで活力ある社会の実現を目指す取組が重要となっています。

令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に様々な影響を及ぼしています。外出自粛や休業等によるストレスも要因となって、配偶者等からの暴力や性暴力に関する相談件数は全国的に増加傾向にあり、令和 2（2020）年度の全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は前年度の約 1.5 倍と急増しています。また、女性の就業が多いサービス業、特に飲食・宿泊業等を直撃したことにより、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化するなど、女性への影響がより深刻となっています。

令和 4（2022）年 6 月、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の必要性から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、令和 6（2024）年に施行されます。

さらに、人生 100 年時代を迎え、性別にかかわらず、仕事と家事・育児・介護等を両立させて生活を維持していくために、「ワーク・ライフ・バランス」の課題解決が重要であり、働き方や暮らし方の意識改革が求められています。

現在、国においては「第 5 次男女共同参画基本計画」を、福岡県においては「第 5 次福岡県男女共同参画計画」を策定し、令和 7（2025）年度までの見通しを立て、施策の基本的な方向や具体的な取組を定めています。

## 2. 太宰府市の現状

太宰府市においても国内外の動向を踏まえ、「太宰府市女性行動計画」を策定し、この計画を引き継ぎつつ男女共同参画の施策を本格的に進めるため、平成15年に「第1次太宰府市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成17年には、「太宰府市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「太宰府市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、5つの基本理念と、市・市民・事業者等それぞれの責務を定め男女共同参画社会を推進することを目的としており、本市の男女共同参画社会の形成に向けた基盤となるものです。

本市の男女共同参画の推進を強化するための体制として、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し、毎年度進捗状況の検証を行っています。この進捗状況は、市の附属機関である「太宰府市男女共同参画審議会」に報告を、ホームページで公表しています。

今回第3次プランの策定にあたり、令和3年度に「太宰府市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。過去の調査結果とも比較して市民意識の変化を検証しました。前回と比較すると、性別役割分担意識を持たない市民の割合や、男女の地位について不平等と感じている人の割合が増加しています。また、男女平等や女性の地位の向上をテーマとする話題の関心は男女ともに増加しており、男女共同参画に関する市民の意識は高まっていることがうかがえます。

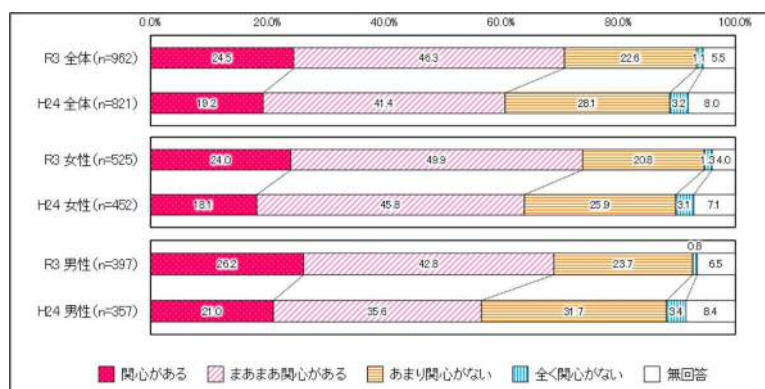
男女共同参画社会実現の推進を図ることを目標に設置された「男女共同参画推進センターミナス」では、男女共同参画の広報啓発、女性の職業能力開発支援、仕事と生活の調和促進、女性に対する暴力・ハラスメント等の防止、生涯を通じた健康づくりなどの事業を実施しています。

また、女性に対する暴力の防止の観点から、筑紫地区で「ちくし女性ホットライン」を共同運営しています。

本市の女性に対する相談事業では、コロナ禍以前の令和元年度に比べて令和3年度の相談件数は約1.7倍と増加しており、令和4年度は、困難を抱える女性へのきめ細やかな支援を充実させるため、庁舎内で女性相談業務を実施するなど、新たな取り組みも進めています。

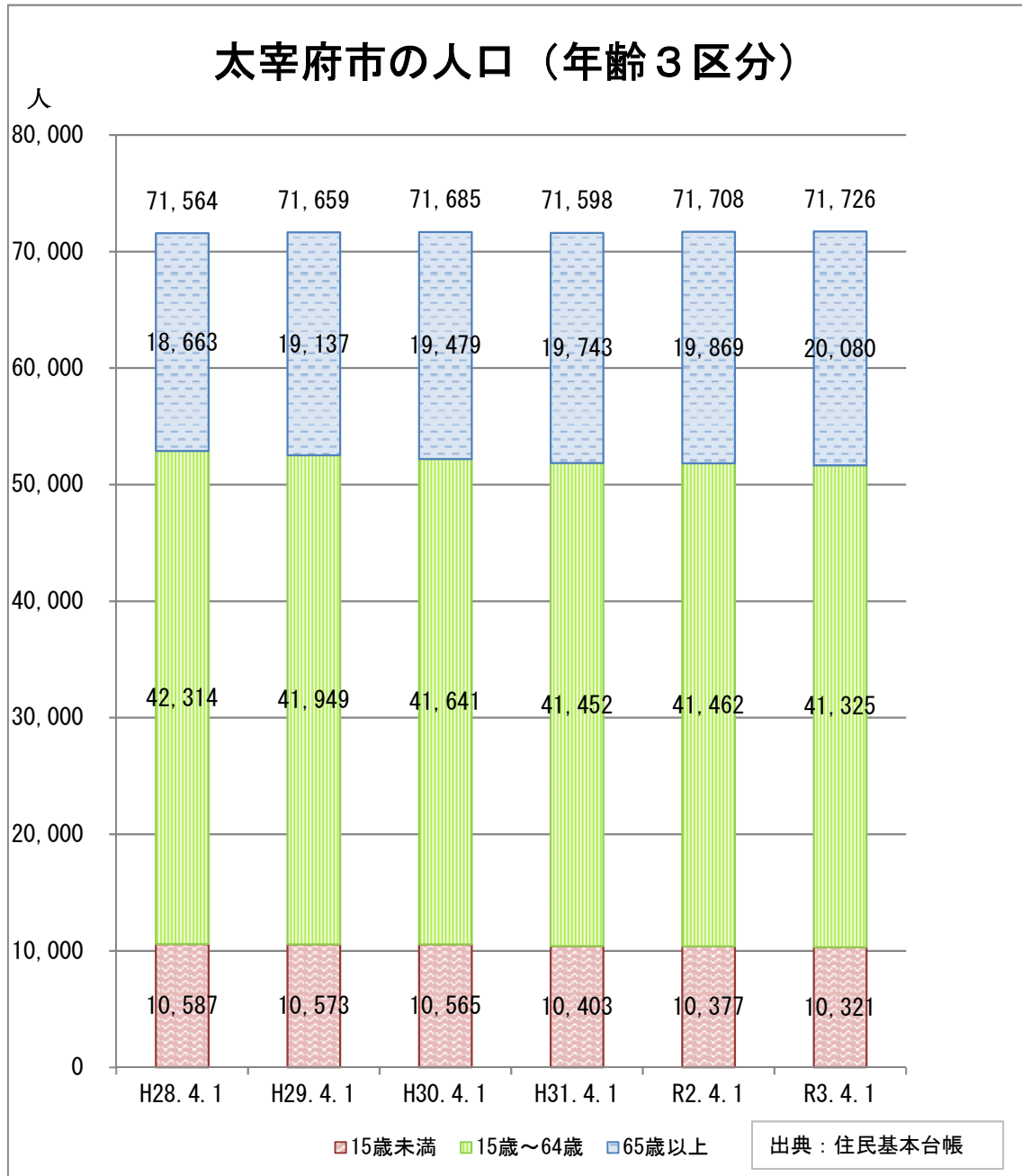
### ● 男女共同参画に関する市民意識調査の結果

**問** あなたは男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題にどの程度関心がありますか。



【太宰府市の人口の推移】

太宰府市の人口は7万1千人台で推移し、64歳以下の人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口が増加しています。

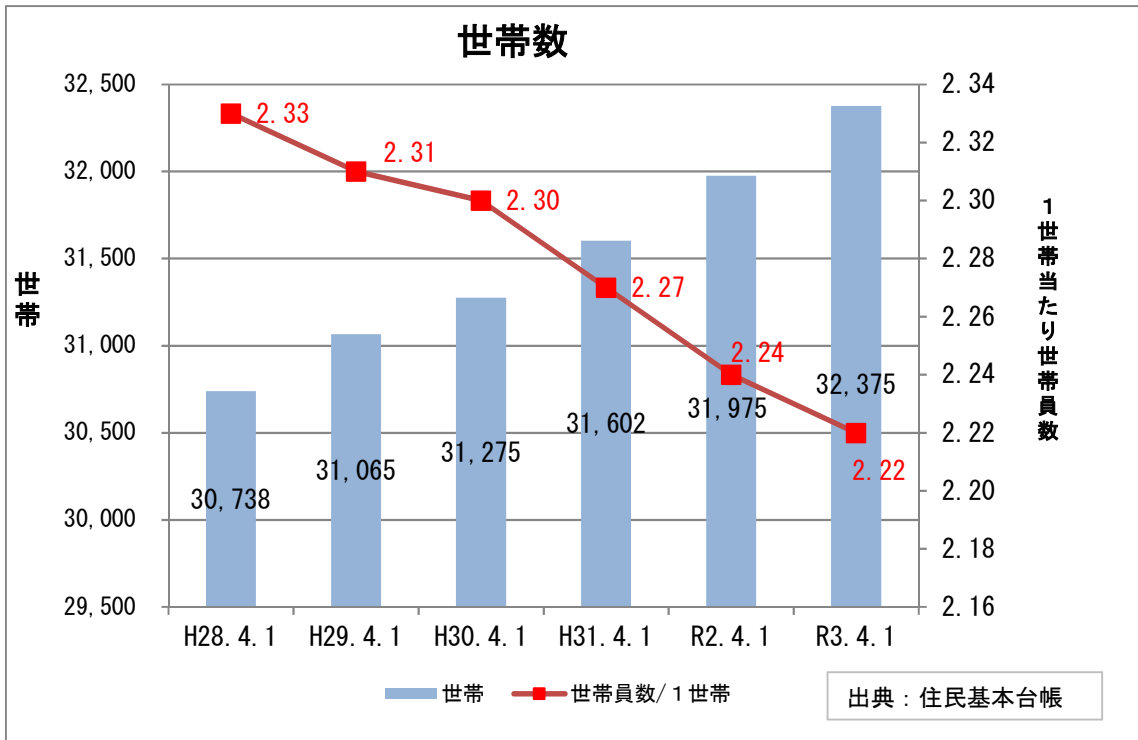


(人)

人口 (男女別)	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
男	34,206	34,299	34,340	34,314	34,374	34,426
女	37,358	37,360	37,345	37,284	37,334	37,300

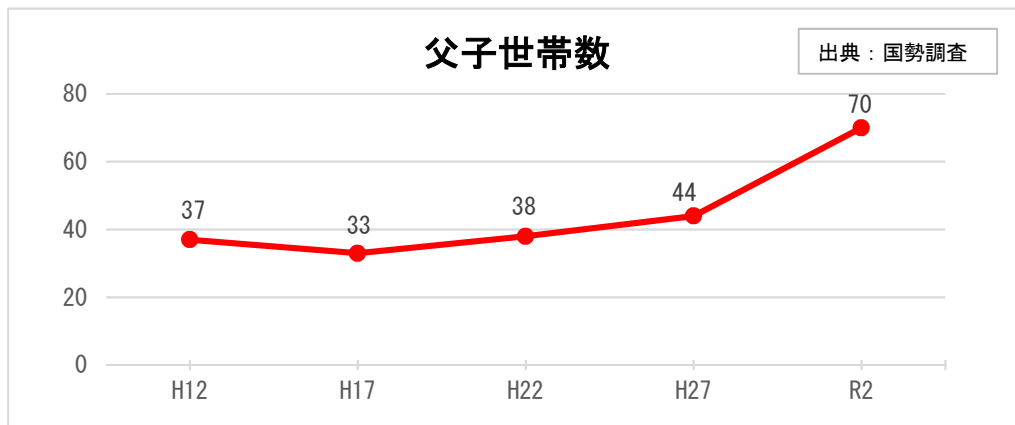
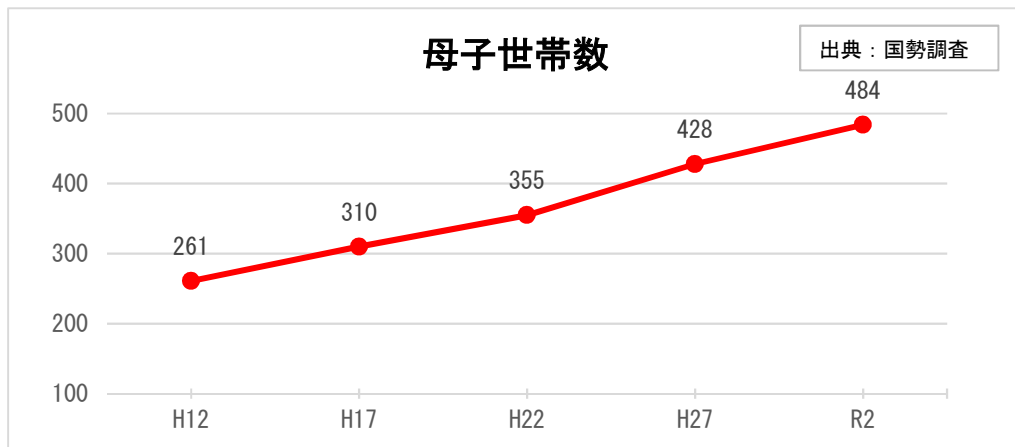
### 【太宰府市の世帯の推移】

世帯数は年々増加傾向にあります、一世帯当たりの世帯員数は減少しています。



### 【太宰府市のひとり親世帯の推移】

ひとり親世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに増加しています。



### 3. 取り組む課題

平成 30 年度に策定した「第 2 次男女共同参画後期プラン」の進捗状況や令和 3 年度に実施した「太宰府市男女共同参画に関する市民意識調査」から、計画期間に特に取り組むべき課題は次のとおりです。

#### (1) 固定的な性別役割分担意識の解消

社会全体で見た場合に男性が優遇されていると感じている人の割合が多いのは、長年にわたり形成されてきた固定的な役割分担意識や性差に関する偏見が影響を与えています。このような意識や固定観念は、女性と男性の両方に存在するもので、一人一人が意識を変えていく必要があります。家庭、学校、地域、職場などあらゆる場をとおして意識の改革や理解促進につながる啓発等を進めていきます。

#### (2) あらゆる分野への参画拡大を支援する施策の充実

性別や世代を問わず、仕事と生活の調和がとれた生活を送ることや地域とのかかわりを持つことは、だれもが共に暮らしやすい社会づくりの根幹となるものです。子育て、介護、医療、まちづくりなど住民生活に密着した施策を充実することで、あらゆる分野への政策、方針、意思決定過程への参画が可能となり、だれもがその能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

#### (3) 心身の不安を解消し、安心安全に暮らせる基盤づくり

心身の健康は、暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があります。長期間暴力にさらされことで、心身の健康を害し、その後の人生が生きづらく、不安や困難を抱えることにつながります。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。暴力を未然に防ぐための幼少期からの教育や暴力の根絶に向けた啓発を推進していき、被害の防止に努めます。

また、人生 100 年時代の活躍を見据えて、性差に応じた的確な保険・医療を受けるなど、包括的な健康増進を支援します。



## 第3章 プラン策定の基本的考え方

### 1. プランの基本理念と目標の視点

本市では、すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を發揮しながら、多様な生き方を選択し、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場面において、自らの意志に基づき個性と能力を發揮して、いきいきと暮らすことができるまちづくりを目指しています。

そのことから、太宰府市男女共同参画プランは、太宰府市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づいて行政施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的かつ計画的な推進を図るために今後の目標と施策の方向性、事業の内容を明らかにするものです。

#### 太宰府市男女共同参画推進条例の5つの理念

1. 一人ひとりの人権の尊重
2. 性別による固定的な役割分担などが、活動の選択に影響を及ぼさないように配慮
3. 政策または方針の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活とその他の活動との両立
5. 国際的協調

#### 目標1 男女共同参画社会実現に向けての啓発・教育

##### ○施策の方向1・2・3

固定的な性別役割分担意識を解消するため、学校、家庭等における教育、学習を充実させるとともに、男性や若者世代への理解促進を進めます。

#### 目標2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり

##### ○施策の方向4・5・6・7・8

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、様々な分野でだれもがともに活躍ができるように環境の整備を進めます。

#### 目標3 だれもが安心して暮らせる社会の実現

##### ○施策の方向9・10・11

男女共同参画の基盤である人権の尊重と健康支援を図り、困難を抱える人を支援し、多様性を活かした共生社会を進めます。

#### プランの推進体制

本市の男女共同参画を推進するため、推進体制を整備し、市民との連携を図っていきます。

## 2. プランの性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び太宰府市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画です。

国の「男女共同参画基本計画」や福岡県の「男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を支える個別計画として、他の関連する諸計画との整合性を図りながら、本市の男女共同参画社会の形成を促進するための指針となるものです。

なお、目標2の施策の方向4から7は、「女性活躍推進法」に規定する市町村計画を、また、目標3の施策の方向9は「配偶者暴力防止法」に規定する市町村計画を兼ねるものとします。

## 3. プランの期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

但し、社会情勢等の変化により見直す場合もあります。

## 4. プランの進捗管理

計画の達成度を測るため、事業の進捗状況と課題を整理し、効果的な推進につなげます。



- ① 各事業の実施にあたっての方針と指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質上、目標を数値化できないものは、個別の実施状況等をヒアリングしていきます。
- ② 毎年度、太宰府市男女共同参画推進本部会議及び太宰府市男女共同参画審議会に報告を行い、同審議会から評価を受けます。
- ③ 年次報告書として公表し、次年度以降の取組に活かしていきます。

# 第4章 プランの施策の方向と事業の内容

## プランの体系

目標	SDGs ※3	施策の方向	施策
1 男女共同参画の啓発・教育実現	  	1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮
		2 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実	①学校等における男女共同参画の推進 ②家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進
		3 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進	①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり	 	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ※1	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④政策への参画機会の拡大 ⑤政治分野における男女共同参画の推進
		5 雇用の分野における女性の活躍推進 ※1	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援
		6 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※1	①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②ワーク・ライフ・バランスの理解促進
		7 仕事と生活の両立を可能にする子育て・介護への支援 ※1	①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援
		8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野における男女共同参画の推進
3 暮らせる社会の実現	 	9 配偶者等からの暴力の根絶 ※2	①配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進 ②DV相談体制の充実 ③被害者の保護と自立支援体制の充実 ④女性が被害を受けやすい犯罪への対応
		10 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組
		11 共生社会への推進	①多様な立場の人々への理解促進 ②生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる支援
プランの推進体制			①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

※1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※2 目標3の施策の方向9は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※3 計画の各目標に関連するSDGsのアイコンを示している。

## 目標 1 男女共同参画社会実現に向けての啓発・教育

男女共同参画社会を形成していく上では、だれもが社会の対等な構成員となり、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることが必要です。

令和3年度に実施した市民意識調査の結果によると、社会全体で見た場合の男女の地位について、「平等になっている」と回答した割合は10.9%にとどまり、平成24年度の調査結果より減少しています。特に政治の場や社会通念・慣習・しきたりなどでは、「男性の方が優遇されている」という回答の割合が高くなっており、多くの市民が不平等感を感じていることがうかがえます。

一方で「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合は増えており、意識の変化がみられます。今後も様々な年代に向けてアプローチを続けていきます。

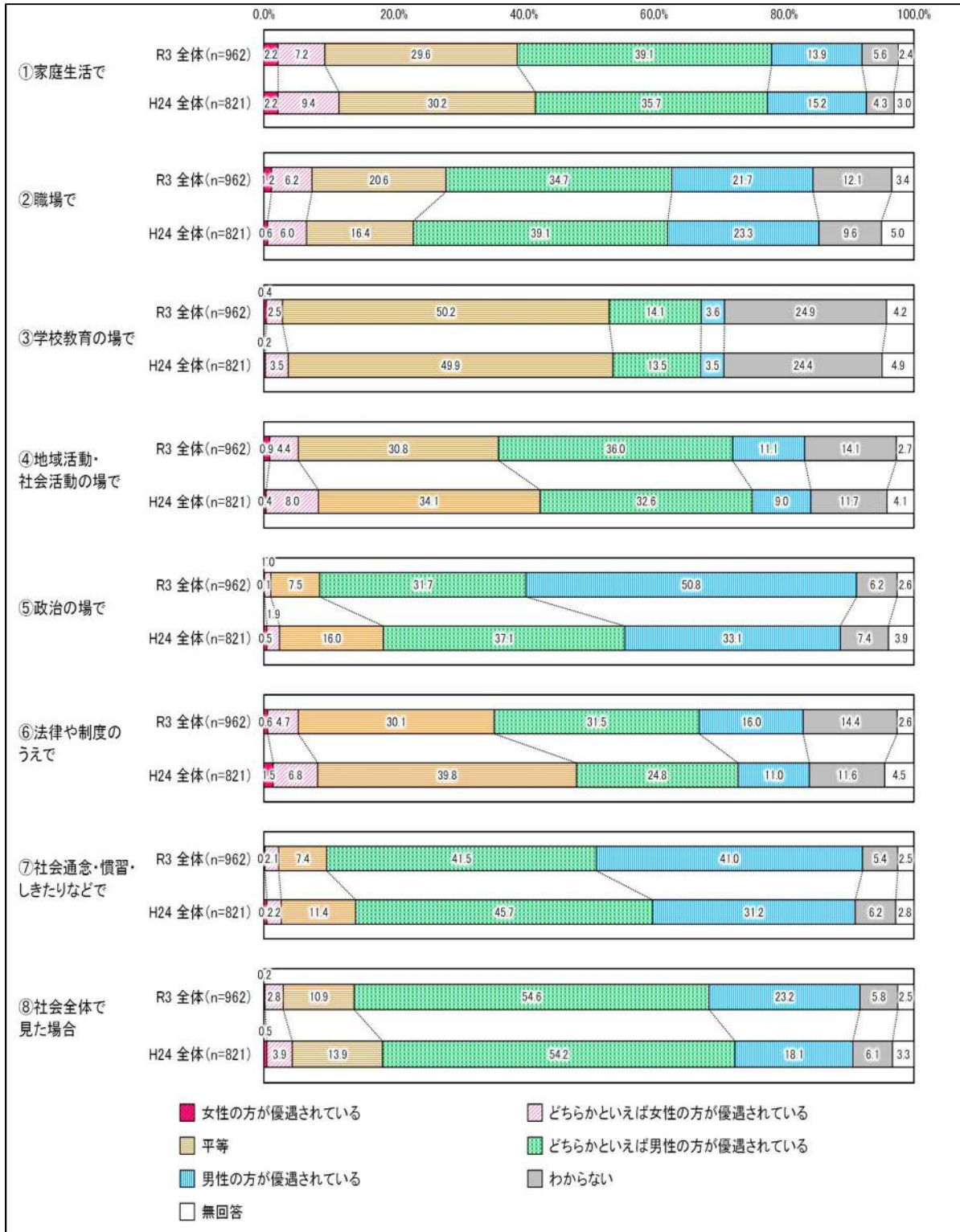
### 成果指標

目標 1	指標	令和9年度 目標	令和3年度 意識調査	平成24年度 意識調査
1	社会全体で見た場合 男女の地位について 「平等になっている」 と感じている市民の 割合	40.0%	10.9%	13.9%
2	「男は仕事、女は家 庭」という固定的な性 別役割分担意識を持 たない市民の割合	70.0%	59.5%	42.6%

※指標1、2：「男女共同参画に関する市民意識調査の結果」より。

●男女共同参画に関する市民意識調査の結果

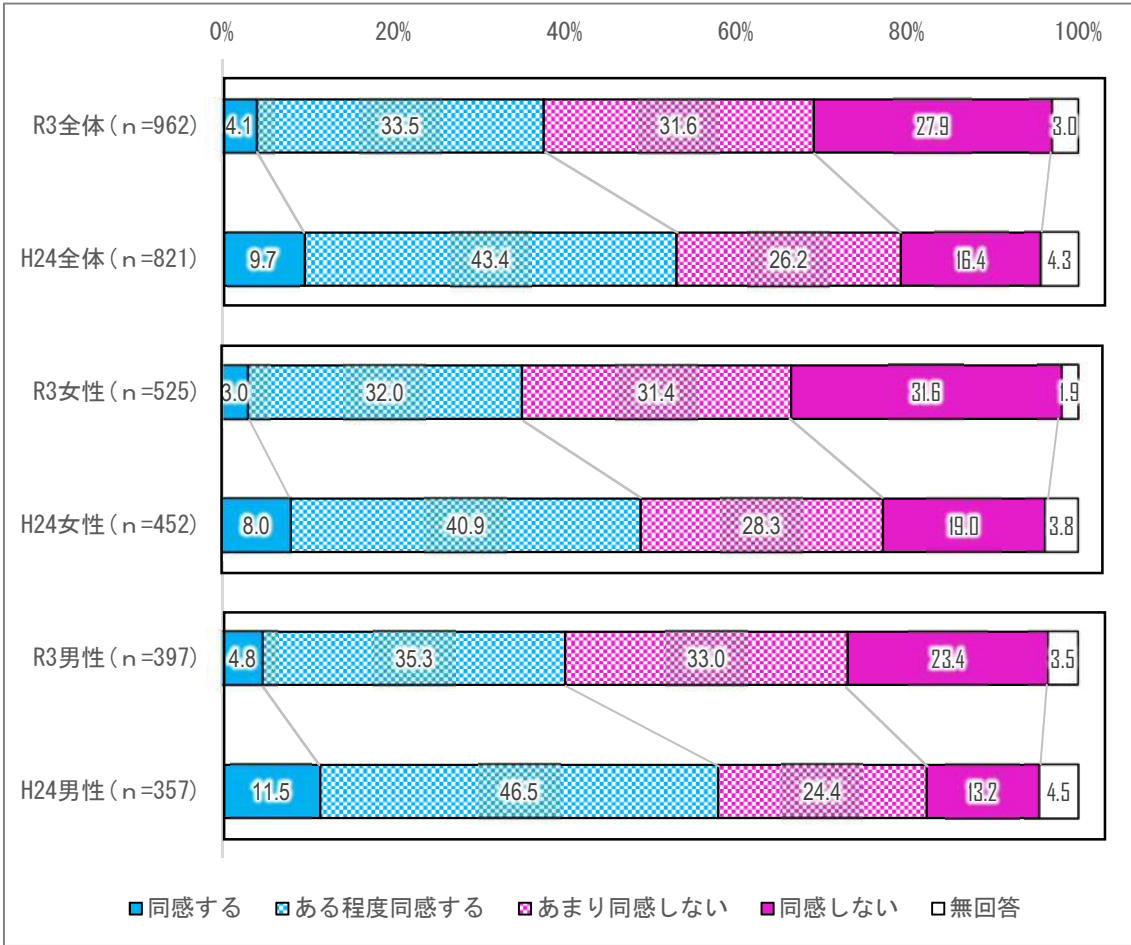
**問** あなたは次にあげる8つの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれの分野について、あなたの気持ちに近いものを選んでください。





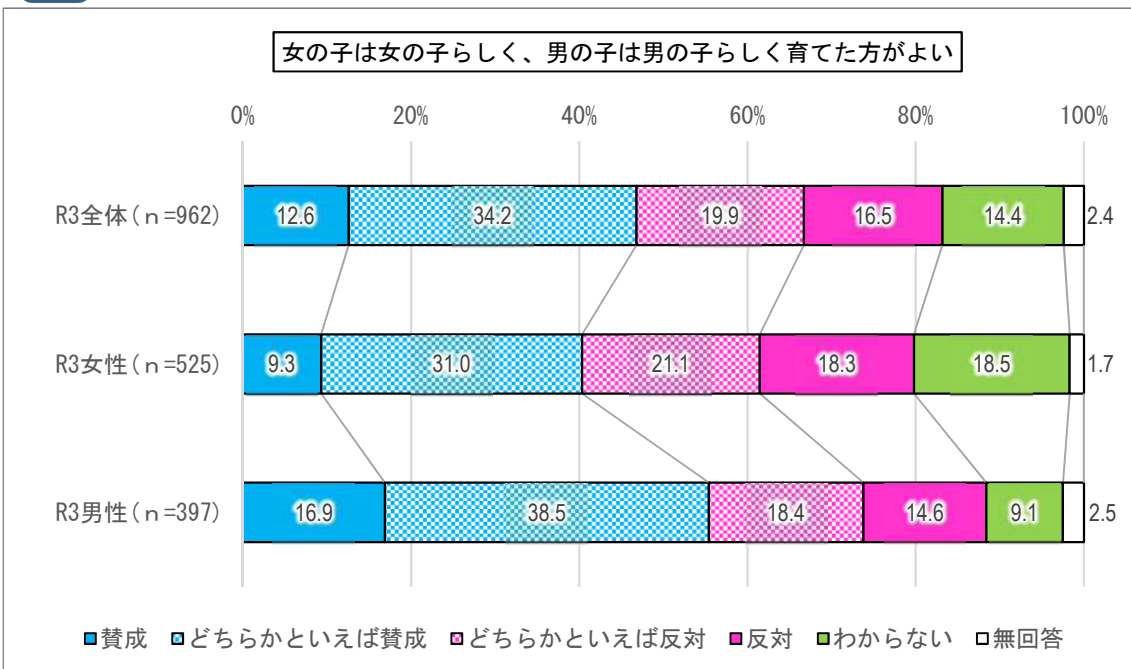
問

「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。あなた自身の気持ちとしては、この考え方にどの程度同感しますか。



問

あなたは、子どもの育て方について、どのような考えをお持ちですか。



## 施策の方向 1

### 男女共同参画の視点に立った意識の改革

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる公正で多様性に富んだ社会づくりが求められています。様々な場面で固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消していくために、積極的かつ継続的な広報・啓発活動や情報提供を行い意識の改革を進めていきます。

#### ① 意識啓発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	広報紙やホームページ等による啓発の推進	広報紙やホームページ等に男女共同参画に関する内容を掲載し、意識変化につながる啓発を進めます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 社会教育課
2	男女共同参画推進啓発行事の実施	フォーラムや講演会、パネル展、街頭啓発等を実施し、男女共同参画への市民の理解を広めます。	継続	人権政策課

#### ② 情報の提供

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
3	男女共同参画関連情報の提供	男女共同参画に関する取組、法令等を分かりやすく解説するとともに市内外の情報を積極的に紹介します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
4	男女共同参画関連図書の提供	男女共同参画週間や関連する事業と連携し、男女共同参画関連の図書や資料を広く収集・整備・提供することにより意識の向上を図ります。	継続	文化学習課 (市民図書館) 人権政策課 (ルミナス)
5	まちづくり市民意識調査の実施	男女共同参画の推進に係る設問を設定し、分析、公表を行います。	継続	経営企画課

### ③ 行政広報・出版物の表現に関する配慮

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
6	社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用	広報紙・ホームページ・出版物の作成にあたっては、「男女共同参画の表現ガイドライン（平成24年人権政策課作成）」を活用し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現や固定的な性別役割分担に基づく表現にならないよう徹底します。	継続	全課

### 施策の方向2

#### 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実

幼少期から培われる意識形成は非常に重要であることから、子どもの成長過程における保育や学校教育の中で、男女共同参画の視点に立った取組を推進していきます。また、教職員や保護者などが子どもに与える影響は大きく、保育、教育現場や家庭教育、社会教育の場においても男女共同参画の理念を理解する学習の機会を充実させていきます。

#### ① 学校等における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
7	男女共同参画社会を実現する保育や教育の実施	就学前、小学校、中学校における発達段階に応じ男女共同参画の視点に基づいた保育、教育を推進します。特に義務教育課程においては、教育基本法に則り、児童生徒の発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に向けて、各教科・領域等の教育活動を推進します。	継続	ごじょう保育所 学校教育課



8	進路指導・キャリア教育の充実	固定的性別役割分担意識にとらわれずに目的意識をもち、主体的に進路を考える力を育成するための進路指導・キャリア教育を行います。	継続	学校教育課
9	私立保育所・幼稚園への理解促進	男女共同参画の視点から個性と能力を発揮できる保育や教育を進めるよう、私立保育所・幼稚園に働きかけます。	継続	保育児童課
10	学校教育における理解促進	男女平等教育の視点から個性と能力を発揮できる教育を進めるよう、校長会、市内の高校、大学に向けて男女共同参画の情報を提供し、理解の促進を図ります。また、教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	継続	人権政策課 学校教育課
11	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、だれもが互いを尊重する教育を推進します。	継続	学校教育課

## ② 家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
12	男女共同参画に関する講座等の実施	だれもが共に生きやすい社会の創造に向けて、子育て支援や、女性の就労支援及び男女平等意識の高揚を目指す各種講座等学習機会を充実します。	継続	人権政策課 (ルミナス)

13	保護者への家庭教育支援	保育所での家庭教育に関する相談に対し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない視点から助言します。 市PTA連合会や家庭教育学級をとおして、家庭教育に関する学習機会を提供していきます。	継続	ごじょう保育所 社会教育課
14	行政出前講座や講師派遣による学習機会の提供と支援	市民や各団体等が実施する学習会に出前講座や講師派遣により取組を支援します。	継続	人権政策課
15	各団体・ボランティア等への啓発の実施	各団体やボランティア等の活動において、必要に応じて男女共同参画の視点から助言、指導を行います。	継続	関係課

### 施策の方向3

#### 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進

時代の変化とともに、家庭生活における男性の役割も増加しています。男性が家事や育児・介護により積極的に関わっていくためのアプローチを行います。また、未来を担う若者世代が男女共同参画の意義を理解し、将来の働き方や生き方について真剣に考え、ライフプランを描けるよう働きかけます。

#### ① 男性へのアプローチ

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
16	男性の家事、育児、介護等に関する事業の実施	男性が主体的に家事、育児、介護に関わることの大切さや意義を啓発し、事業を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス) 子育て支援課 元気づくり課

#### ② 若者世代へのアプローチ

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
17	若者世代への男女共同参画に関する理解促進	将来を担う若者世代が男女共同参画の意義を理解し、ライフプランを考えられるような理解の促進を図ります。	継続	人権政策課 国際・交流課

## 目標 2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり

意思形成過程への女性の参画は、多様な視点を生み、バランスのとれた政策形成につながります。そのためにも職場や地域などあらゆる場面で女性を積極的に登用するとともに参画の機会を増やし、建設的な意見を交換することが必要です。

性別を問わず、仕事と家事・育児・介護などのケアワークとの調和がとれた生活を送ることが、だれもがいきいきと輝く社会の実現に不可欠です。結婚や出産、介護などで離職する女性が多いことを踏まえ、だれもがともに職業生活と家庭生活の両立を可能にするための各種制度の周知や意識の定着を図るための取組が必要です。本市の管理職における女性の割合は増加傾向にあることから、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に沿った新たな目標のもとで、人材の育成と能力開発を行っていきます。また、男性中心型の労働慣行を見直し、男性の仕事と育児の両立のための職場環境改善を促進する取組を進め、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指します。

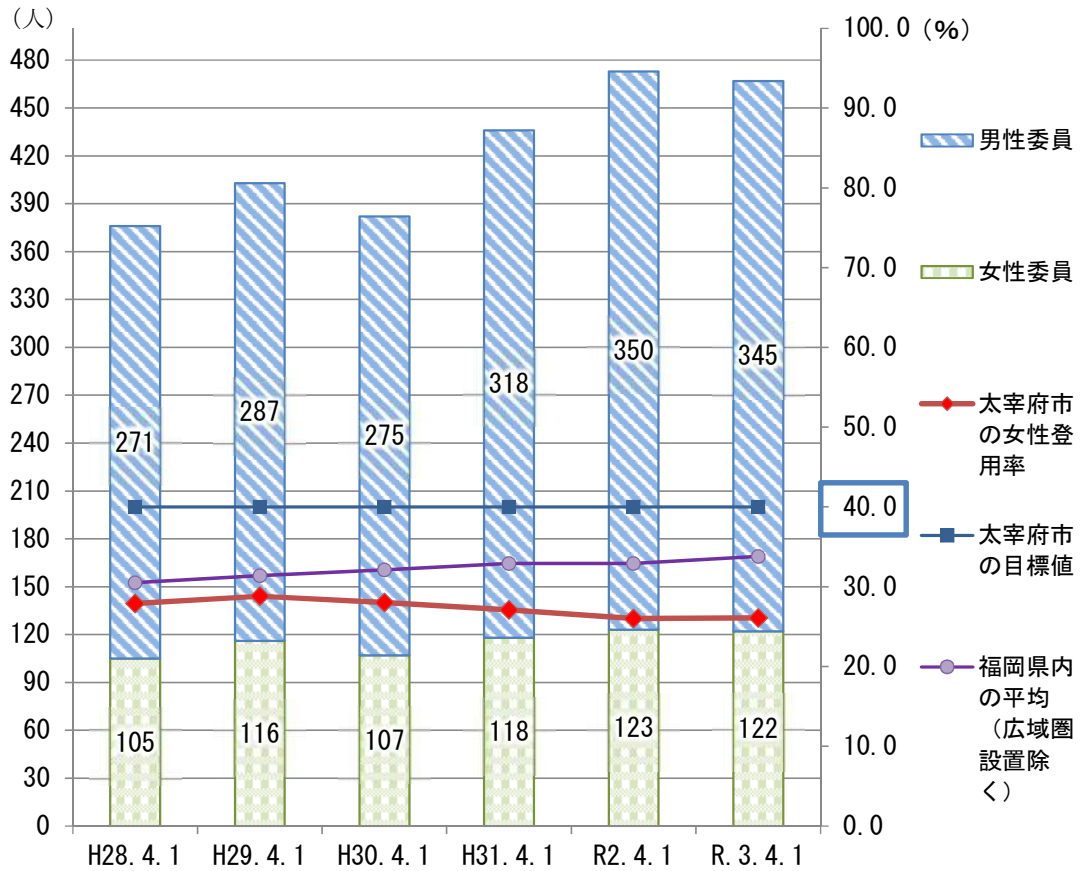
地域においては、多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されることが必要です。本市の自治会会長の女性の割合は1割に満たないのが現状であり、多様な人の力を活かし地域コミュニティを形成していくことの理解促進を図っていきます。

### 成果指標

目標 2	指標	令和9年度 目標	令和3年度	平成24年度
1	審議会等における女性委員の登用率	40.0%	26.1%	25.1%
2	市の管理職における女性の割合	20.0%	15.6%	11.4%
3	自治会長における女性の割合	15.0%	6.8%	—

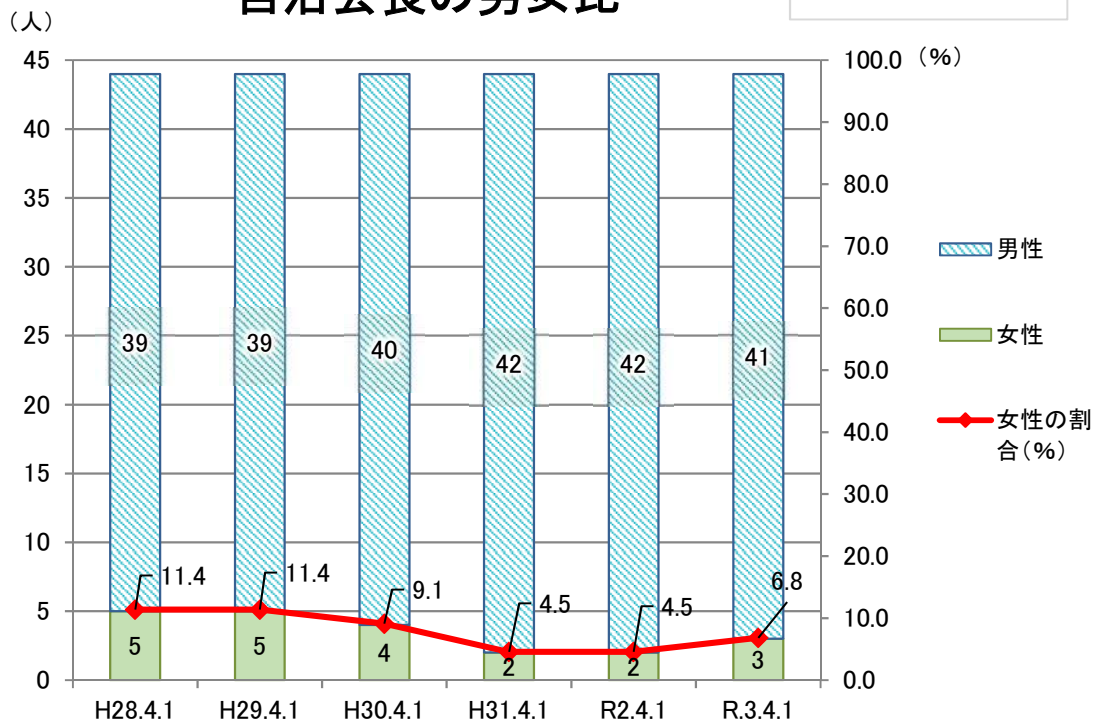
## 審議会等への女性登用

出典：太宰府市の概要  
福岡県男女共同参画白書



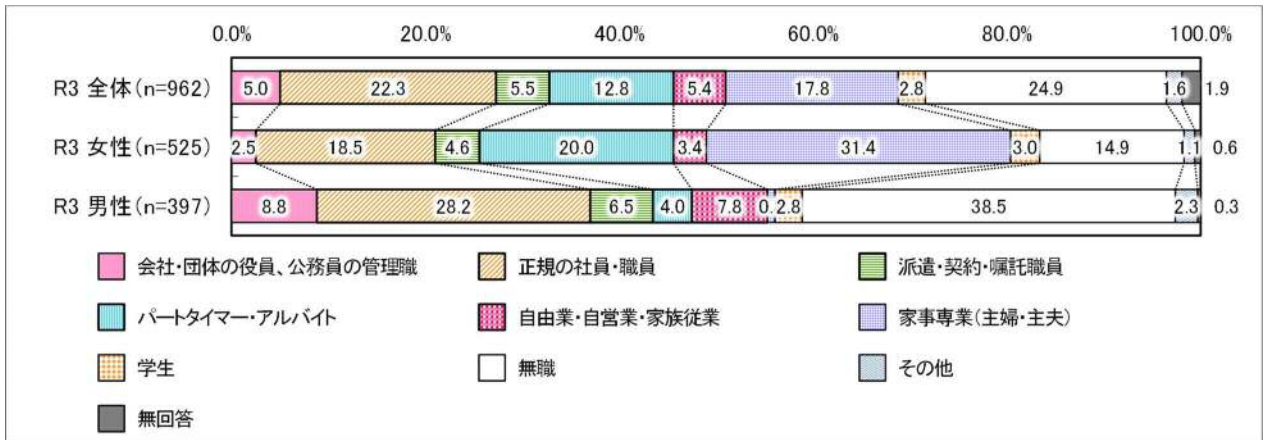
## 自治会長の男女比

地域コミュニティ課調べ

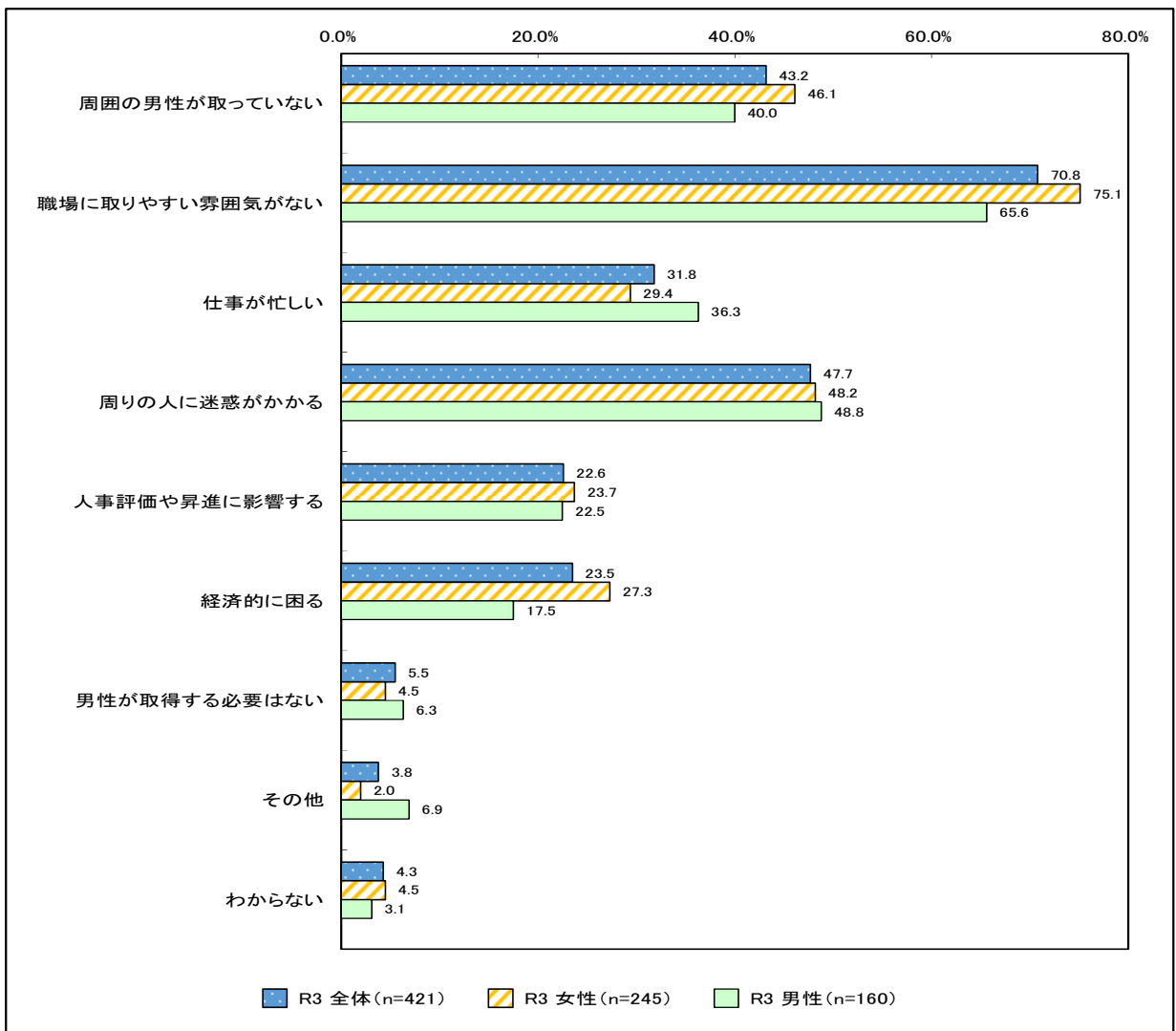


●男女共同参画に関する市民意識調査の結果

問 あなたの職業は、次のどれに該当しますか。

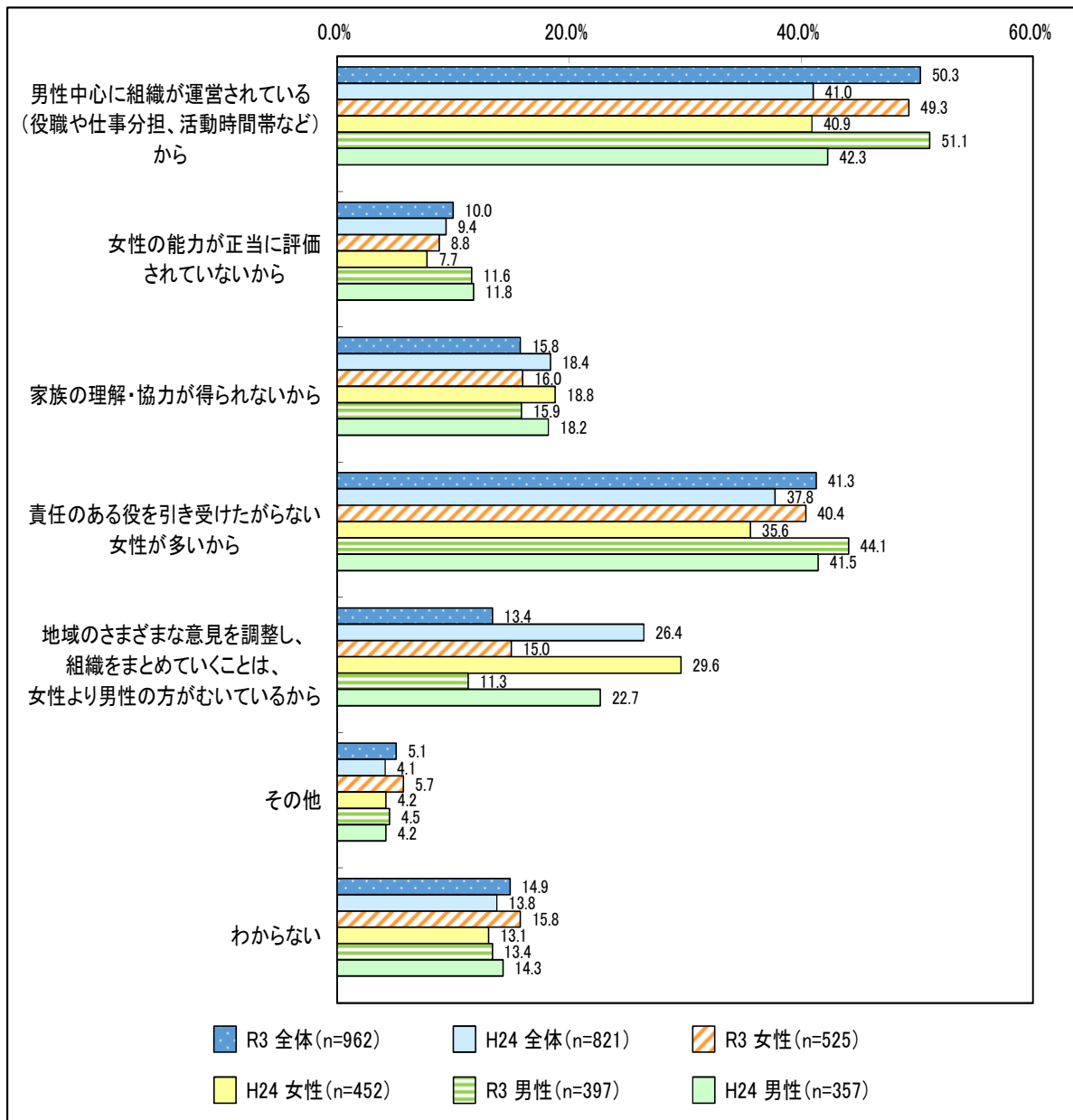


問 あなたは男性が育児休業などを取得しない(できない)理由は何だと思いますか。



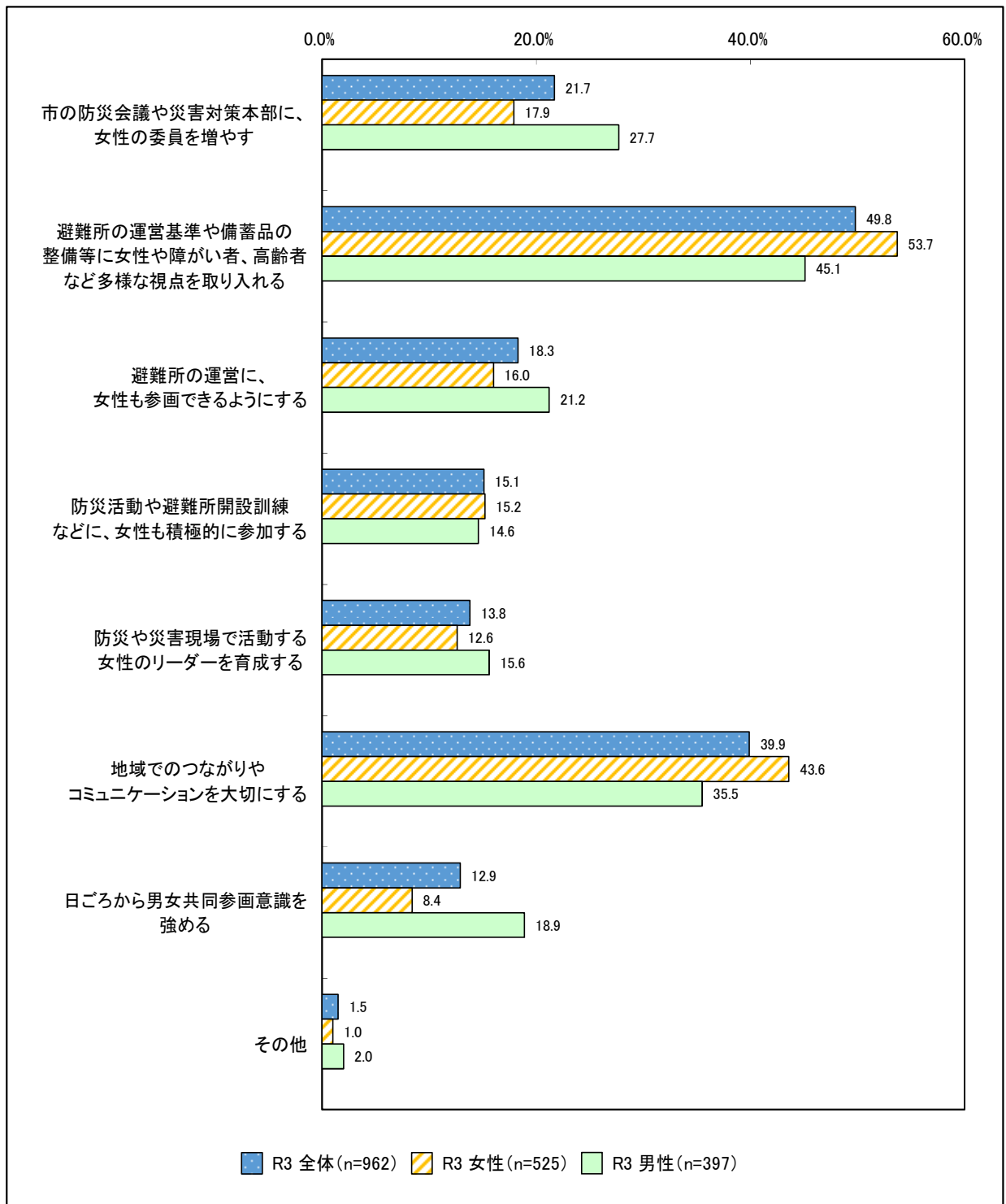
問

女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長などの役職は、まだまだ女性が少ないのが現状です。このように少ない理由は何だと思いませんか。



問

多くの自然災害の発生から、防災や減災、災害時の活動に、女性の視点を活かした取組の必要性が高まっています。大規模災害に備えるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。





## 施策の方向 4

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性の参画の拡大を図るには、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会の実現が求められています。

本市の審議会等女性委員の登用率は、本市の目標や福岡県の平均に至っていない状況であり、登用率向上のためには新たな取り組みを行う必要があります。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と連動して市職員の人材育成を継続して行っていきます。

#### ① 市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
18	審議会等の女性登用率向上に向けた取組	女性の意見等を市政に反映させるため、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。女性の登用率向上に向けた施策に取り組みます。	継続	関係課 人権政策課 (取りまとめ)

#### ② 市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
19	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進行管理	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を適正に進行管理し、実施状況のフォローアップと公表を行います。	継続	総務課
20	女性職員の採用・登用の拡大	多様な人材を確保し、男女が対等に能力を発揮できる人材育成を進め、性別によらない職場配置を行い、管理監督者への登用を推進します。	継続	総務課
21	職員を対象としたハラスメント防止の徹底	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止するための必要な対策を講じます。	継続	総務課



### ③ 各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
22	外郭団体ほか補助団体への女性登用状況調査の実施と要請	外郭団体や補助団体の役員等への女性の登用について調査を行い、女性登用の要請や推進に努めます。	継続	関係課

### ④ 政策への参画機会の拡大

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
23	パブリック・コメント手続の実施	市の政策等の企画立案過程における市民参画のため、パブリック・コメント手続を実施します。	継続	関係課

### ⑤ 政治分野における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
24	議員を対象とした啓発	男女共同参画に関する研修等の情報提供を行います。	新規	議事課



## 施策の方向5

### 雇用の分野における女性の活躍推進

女性が職業を持つことに対して「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という意識を持った人の割合が増えています。雇用の分野における女性の活躍を推進するためには、事業所の理解促進と市民への就業支援等両方への働きかけが必要です。労働や休暇等の法制度の周知や能力開発に向けた取組を行っていきます。

① 事業所等における男女共同参画に関する理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
25	労働や休暇等に関する法制度や労働の場における母性保護、並びにハラスメント防止の周知・啓発	事業主や労働者に男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法など労働関係の法制度や産前産後休暇制度などの母性保護並びにセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止を周知し、雇用の場における啓発を行います。	継続	福祉課 産業振興課
26	働き方に関する事業所への啓発	働く場での女性の活躍推進や男性中心型の労働慣行の解消、男性の育休取得促進など、時代に応じた働き方について、理解促進を図っていきます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課
27	男女共同参画に関する事業者等への調査・啓発	市内の事業者及び指定管理者に対し、「男女共同参画推進状況」の調査や、ハラスメント防止等に対する啓発を行います。	継続	人権政策課

② 女性の職業能力開発の支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
28	資格・技能・技術取得への支援	資格・技能・技術を得るための情報提供及び取得のための講座を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
29	女性の就業や起業、経営を支援する取組	就業や起業を考えている女性を対象に、必要な知識や情報を提供するセミナーを実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課
30	再就職支援講座の実施	再就職に必要な知識や技術等を習得するための講座を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス)

## 施策の方向6

### ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯は年々増加しており、夫のみ就業の世帯数を大きく上回っています。男女を問わず働きたい人が仕事を続けていくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要になります。固定的な性別役割分担意識からもたらされる女性への家庭的責任の集中を解消し、だれもが多様な働き方・生き方を選択できるよう事業所だけでなく働き手も含めたすべての人の理解促進を行います。

#### ① 市職員の職場環境の整備と取組支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
31	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を適正に進行管理し、実施状況のフォローアップを行います。	継続	総務課
32	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	継続	総務課

#### ② ワーク・ライフ・バランスの理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
33	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	市民向けにワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。また、事業所に対し理解促進を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課



## 施策の方向7

### 仕事と生活の両立を可能にする子育て・介護への支援

子育て・介護・看護を理由として離職した人の割合は圧倒的に女性が多くなっています。家事・育児・介護の多くを女性が担っており、仕事の継続を図るために、社会全体で支える仕組みづくりや環境の整備を推進していきます。

## ① ひとり親家庭への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
34	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当、母子父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付等制度の周知を図り、支給、給付、貸付によりひとり親家庭の経済的支援及び自立支援を行います。	継続	保育児童課
35	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。	継続	国保年金課

## ② 子育てへの支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
36	子どもの医療費の助成	子どもの医療費助成により、子どもの健やかな成長と保護者の医療費負担を軽減します。	継続	国保年金課
37	児童手当の支給及び周知	児童手当制度の普及を図り、児童の養育を支援します。	継続	保育児童課
38	親と子の心の健康づくり対策の推進	育児不安等の問題に早期に対応するため、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。	継続	子育て支援課
39	保育所入所待機児童の解消	認可保育所の定員拡大等により入所希望児童の待機解消に努めます。	継続	保育児童課
40	保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。また、幼稚園との連携により預かり保育を促進します。	継続	保育児童課

41	子育て世代包括支援センター事業の充実	子育てに関する相談を受けるとともに、つどいの広場・子育てサロン・出前保育・子育て講座を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供します。また、子育てに関する情報提供を行い、子育てサークルや地域子育て支援センターとも連携を図ります。	拡充	子育て支援課
42	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的に、子どもとその家族及び妊産婦に関する支援を一体的に担います。特に要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦の支援強化を図ります。	新規	子育て支援課
43	放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	継続	保育児童課
44	公的事業及び学習機会における託児の充実	公的事業や学習会等を行う際、幼児を連れた人も安心して参加できるように、託児の実施を働きかけます。	継続	関係課
45	ファミリー・サポート・センター事業の実施	地域で子育てをサポートする子育て支援ボランティアを育成し、既存のボランティアグループのスキルアップを図ります。	継続	子育て支援課
46	家庭教育学級の充実	親としてのあり方や家庭の役割、子どもとの接し方など、その他幅広い分野についての学習機会を提供します。	拡充	社会教育課

### ③ 介護への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
47	介護保険制度等の周知と相談体制の充実	介護保険制度等の出前講座の実施や、介護に関する相談体制を充実することで、仕事と家庭の両立を支援します。	拡充	高齢者支援課 介護保険課
48	介護保険サービスの充実	高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう介護保険サービスの充実に努めます。	継続	介護保険課
49	介護予防・生活支援施策の充実	介護予防や生活支援の担い手において、男女の固定的性別役割にとらわれず、各人の個性と能力に応じて参画できるよう福祉施策の充実に図ります。	継続	高齢者支援課

#### 施策の方向 8

##### 地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域において多様化する課題やニーズに対応するには、様々な視点から問題解決ができる人材を確保することが必要です。そのためには地域に残る固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点を持った地域づくりが求められています。

また、災害発生時に女性の視点が組み込まれていなかったことが過去の震災からも明らかになっています。平常時から家庭や職場、地域などで男女共同参画について理解を深め、柔軟な考え方やいろいろな意見を取り入れることができるよう取り組みを進めていきます。

##### ① 地域活動における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
50	自治会への男女共同参画の理解促進	地域における男女共同参画の必要性を伝え、男女平等の意識づくりを行うために、自治会役員等を対象に女性問題を含むあらゆる人権問題研修会や講演会等への参加を積極的に呼びかけます。また、地域活動における性別役割分担意識の解消に向けて啓発を行います。	継続	人権政策課 地域コミュニティ課

51	地域における女性人材の育成	男女が共に男女共同参画の必要性を理解する取組を推進し、地域で活躍する女性人材を育成します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
52	協働のまちづくりの推進	男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進を図ります。	継続	地域コミュニティ課
53	ボランティアに関する支援と育成	ボランティア支援センターを通して、ボランティア活動を行う人及び団体を支援するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた育成を行います。	継続	地域コミュニティ課

## ② 防災分野における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
54	防災組織等への女性の参画促進	防災・災害復旧体制において男女のニーズの違いを反映するとともに、女性の関わりを積極的に働きかけていきます。	継続	防災安全課
55	女性消防団員の任用	女性消防団員を積極的に任用します。	継続	防災安全課
56	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画	地域防災計画等の施策に男女共同参画の視点を取り入れ、防災現場への女性の参画や地域防災を担う女性の活躍を図ります。	新規	防災安全課

### 目標 3 だれもが安心して暮らせる社会の実現

配偶者や交際相手に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。暴力に対する認識の向上や、暴力を容認しない社会環境を整備するなど、暴力の根絶を目指した事業に取り組みます。

暴力の被害者が声をあげにくい現状があることから、広報・周知を図り、必要な情報が提供できるよう努めます。また、様々な課題や困難に直面して不安を抱える女性に対し、他の相談機関とも連携を取りながら支援を行っていきます。

配偶者のみならず親子など身近な人からの暴力に対する相談も増えており、相談者のニーズに沿った支援につなげていく必要があります。

また、近い将来、人生 100 年時代が到来すると言われていますが、生涯にわたる健康の実現が安心の基盤となります。男女が互いの身体的性差を理解し、人権を尊重しつつ思いやりを持って生きていくことが重要です。健康に関心を持ち、心身ともに健康を維持していくための様々な事業を進めていきます。

現代においては、自らの性に悩む性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)や高齢者、外国人、障がいがある人など当事者のみならず、その家族や周辺の人を含め、生きづらさや困難を抱える人も増加しています。それぞれの状況に応じた適切な支援のために、正しい理解と支援体制が必要です。

#### 成果指標

目標 3	指標	令和 9 年度 目標	令和 3 年度	平成 24 年度
1	「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合	40.0%	65.9%	61.3%
2	1の相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思った」と回答した割合	20.0%	37.6%	28.1%
3	「あらゆる人権が尊重されていると思う人」の割合	83.0%	78.1%	76.8%

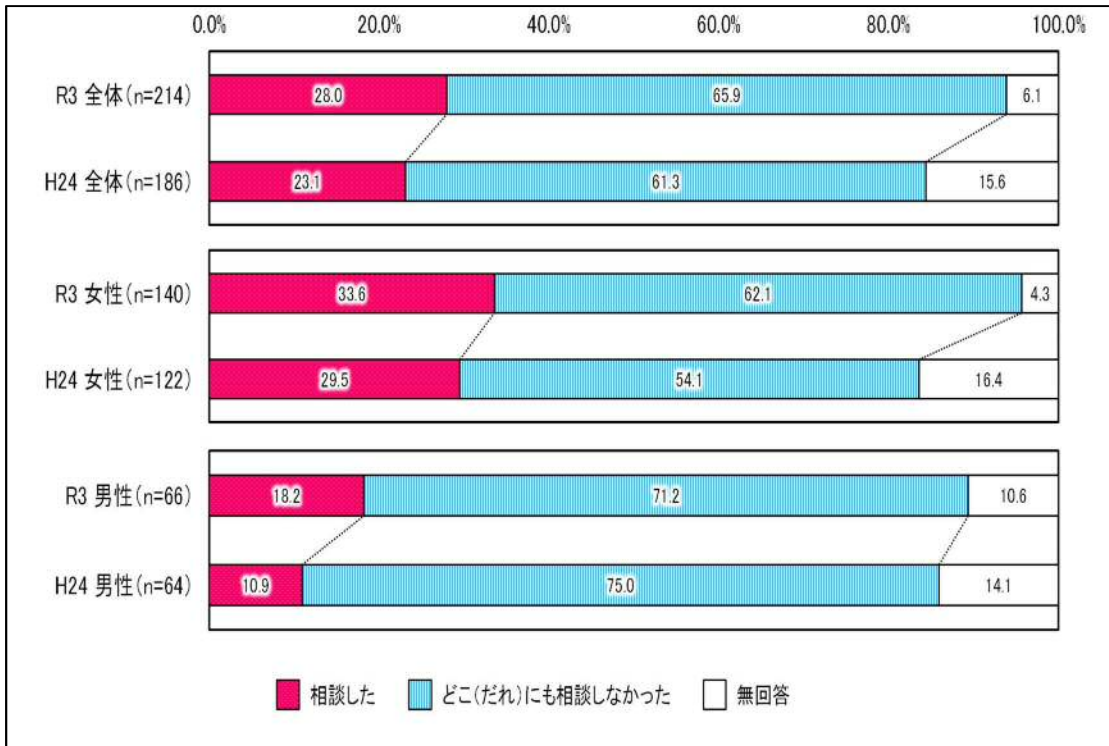
※指標 1、2：「男女共同参画に関する市民意識調査の結果」より。

※指標 3：「まちづくり市民意識調査の結果」より。



●男女共同参画に関する市民意識調査の結果

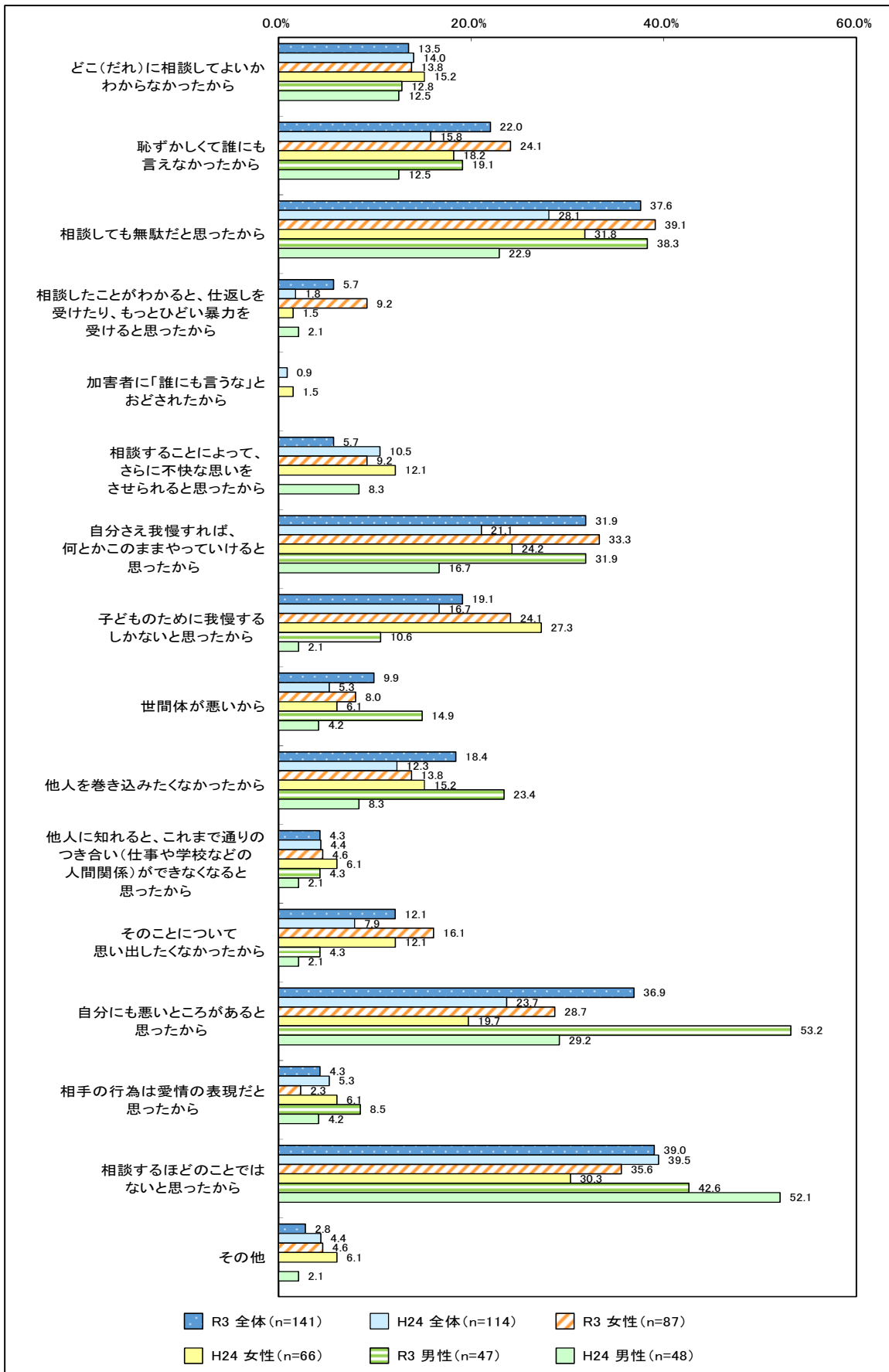
問 配偶者（婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む）や、交際相手からDV（身体的・精神的・経済的・社会的・身体的暴力）を経験した場合に、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。



「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展示とシンボルマーク

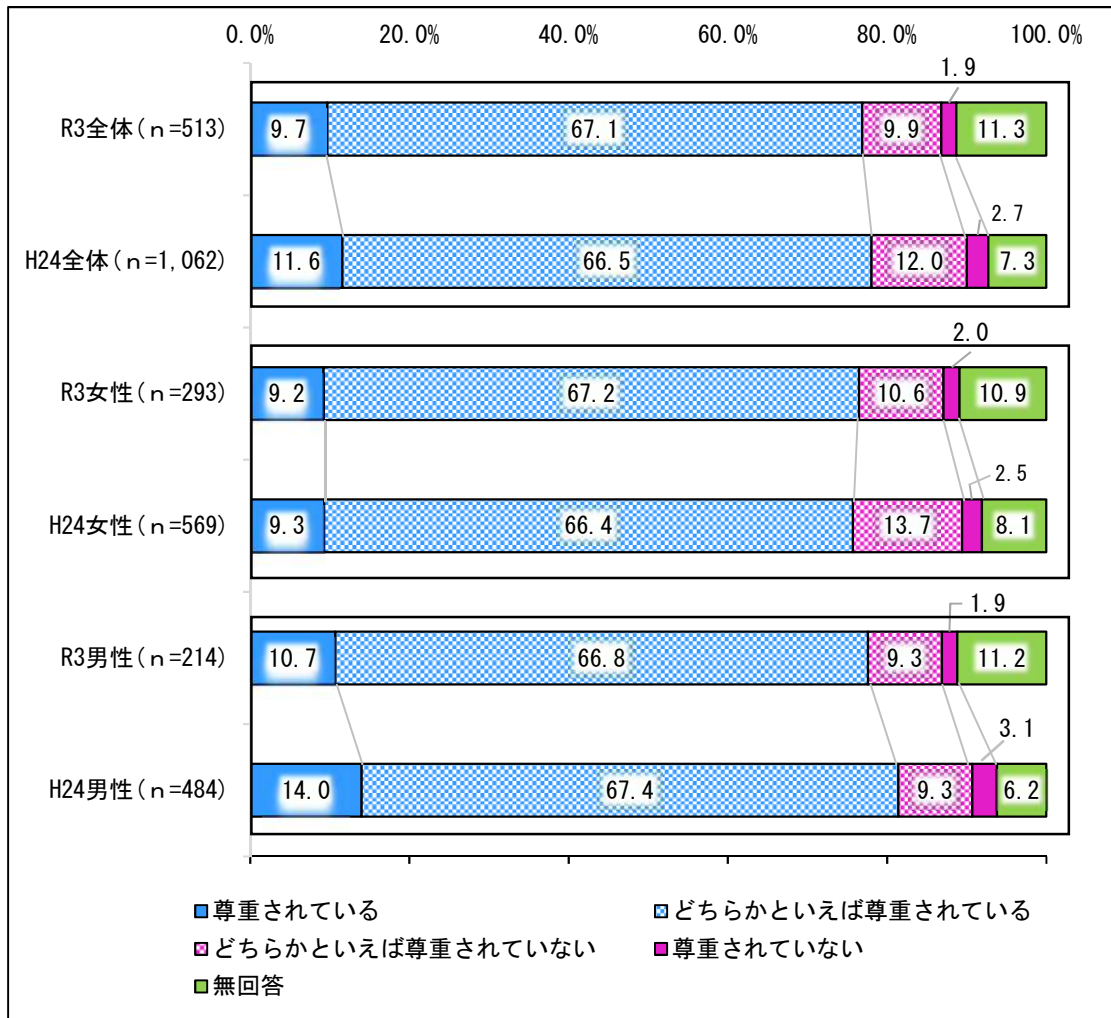
問

どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。



●まちづくり市民意識調査の結果

**問** あなたは今の太宰府市では同和問題をはじめ、あらゆる人権が尊重されていると思いますか。



**施策の方向 9**

**配偶者等からの暴力の根絶**

DVの認知度は高くなっているものの、相談に躊躇する現状もあります。配偶者からの暴力においては、面前DVや児童虐待など子どもを巻き込むケースや、高齢者夫婦のケースも増加しています。交際相手間のデートDVは若年化が進んでいることから、幅広い世代への継続した意識啓発の推進や相談体制の充実を図っていきます。

また、性に関する情報が氾濫している現状においては、女性が被害を受けやすいセクシュアル・ハラスメントや「AV出演強要問題・JKビジネス問題」等の課題にも取り組む必要があります。これらの人権侵害を防止するための啓発や、適切な相談機関を周知していきます。

① 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
57	暴力防止のための啓発	DVを許さない社会づくりのための意識啓発に取り組みます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 地域コミュニティ課 社会教育課 子育て支援課 元気づくり課
58	若年層への啓発	デートDV防止のための若年層への啓発に取り組みます。	継続	人権政策課 学校教育課

② DV相談体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
59	相談窓口の周知と情報提供	市役所での相談体制の充実を図り、必要な支援が届くよう周知に努めます。また各種の相談機関についての情報を提供します。	拡充	人権政策課
60	相談関係職員の研修	相談や業務に携わる職員がDVに関する知識を深め、相談者に寄り添った相談・支援にあたるよう、資質の向上に努めます。	継続	人権政策課(ルミナス)

③ 被害者の保護と支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
61	DV被害者支援庁内連携会議の実施	関係部署が連携し被害者の支援にあたります。速やかな連携と被害者の個人情報保護を徹底します。	継続	人権政策課
62	DV被害者の保護や支援	各種の相談等を通じたDV被害の早期発見や個人の状況に合わせた保護や支援を適切に行っていきます。	継続	関係課
63	関係機関との連携	福岡県、警察、児童相談所、他自治体、法務局、人権擁護委員等との情報交換を行い、効果的な支援ができるよう連携を図ります。	継続	人権政策課

#### ④ 女性が被害を受けやすい犯罪への対応

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
64	性犯罪やハラスメント等の防止に向けた啓発	性犯罪や性暴力、AV出演強要問題、JKビジネス問題、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組みます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 福祉課 防災安全課 学校教育課
65	専門の相談機関の周知と情報提供	性犯罪被害やセクシュアル・ハラスメント等の専門相談窓口について周知していきます。	継続	人権政策課

### 施策の方向10

#### 生涯を通じた健康支援

女性も男性もそれぞれの身体的特徴によって、健康上の問題に直面することがあります。特に女性は妊娠や出産、更年期疾患を経験する可能性があることから、正確な知識や情報を得て主体的に選択できるような機会を提供します。

また、各種健診の充実と、スポーツや文化をとおして健康への関心を高めることで生きがいづくりができるよう支援していきます。

#### ① 妊娠・出産への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
66	母性保護の啓発	妊婦やその家族への母性保護知識の周知、啓発を行います。	継続	子育て支援課
67	妊婦健康診査と相談の実施	「妊婦健康診査補助券」を交付し、妊婦健診の助成、保健指導相談等による健康支援を図ります。	継続	子育て支援課

#### ② 健康課題への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
68	特定健康診査・特定保健指導の実施	国民健康保険加入者の特定健康診査、保健指導を行います。	継続	国保年金課 元気づくり課

69	がん検診の啓発と普及	乳がん・子宮頸がん検診を行うとともに、検診の啓発と普及に努めます。その他のがん検診も、受診を推奨します。	継続	元気づくり課
----	------------	--	----	--------

### ③ 心身の健康増進への取組

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
70	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての啓発	性と生殖を含む健康に関する自己決定を基本的人権と捉え、広く市民に浸透するよう啓発を行います。	継続	人権政策課 子育て支援課 学校教育課
71	こころの健康支援	だれもが抱える心の悩みを解消し、自殺予防を図るため、精神科医師や保健師による相談を行います。	継続	元気づくり課
72	スポーツや文化をとおした心身の健康支援	健康増進の観点から、スポーツや文化に親しみ、心身の健康づくりの機会を提供します。 スポーツに関しては、相手の尊重やチームワーク、フェアプレーの精神といったスポーツの持つ力を用いて、勝敗を競うことに限定せず、健康増進や楽しむことを目的とした身体活動を含め、支援者や指導者向けの研修会や講習会の周知・充実を図ります。	継続	スポーツ課 文化学習課

## 施策の方向 1 1

### 共生社会への推進

多様な人が共生していくためには、それぞれの人の立場に立った理解と安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。生活困窮者や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者の人等が個別に抱える人権課題と性別による課題を包括して理解し、重複して困難な状況を抱えた人を支援していきます。

① 多様な立場の人々への理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
73	障がい者や高齢者、外国人、性的少数者等への人権課題に対する理解の促進	多様な立場の人々が抱える様々な課題について理解を促進する学習の機会を提供します。	継続	福祉課 社会教育課 人権政策課 (ルミナス) 国際・交流課 学校教育課

② 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
74	生活困窮者への支援	生活困窮の状態を回復させ、自立した生活を支援するための相談支援を行います。	継続	人権政策課 生活支援課
75	高齢者への支援	認知症や虐待を受けた高齢者への相談を受け、状況に応じ、介護保険サービスの支援や保護による安全確保など関係機関へつなげます。 また、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、高齢者の財産管理や社会参加に対する支援を行います。	継続	高齢者支援課 福祉課
76	障がい者への自立支援	障害者差別解消法に基づき、障がい者への配慮と社会参加の支援を行います。	継続	福祉課
77	外国人市民に対する支援	外国人市民のDV被害支援やその他生活支援のための取組を行います。	継続	人権政策課 国際・交流課
78	避難行動にかかる支援	災害時に自力で避難が困難な避難行動要支援者について、平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供することへの同意を得る取組を行います。	新規	防災安全課



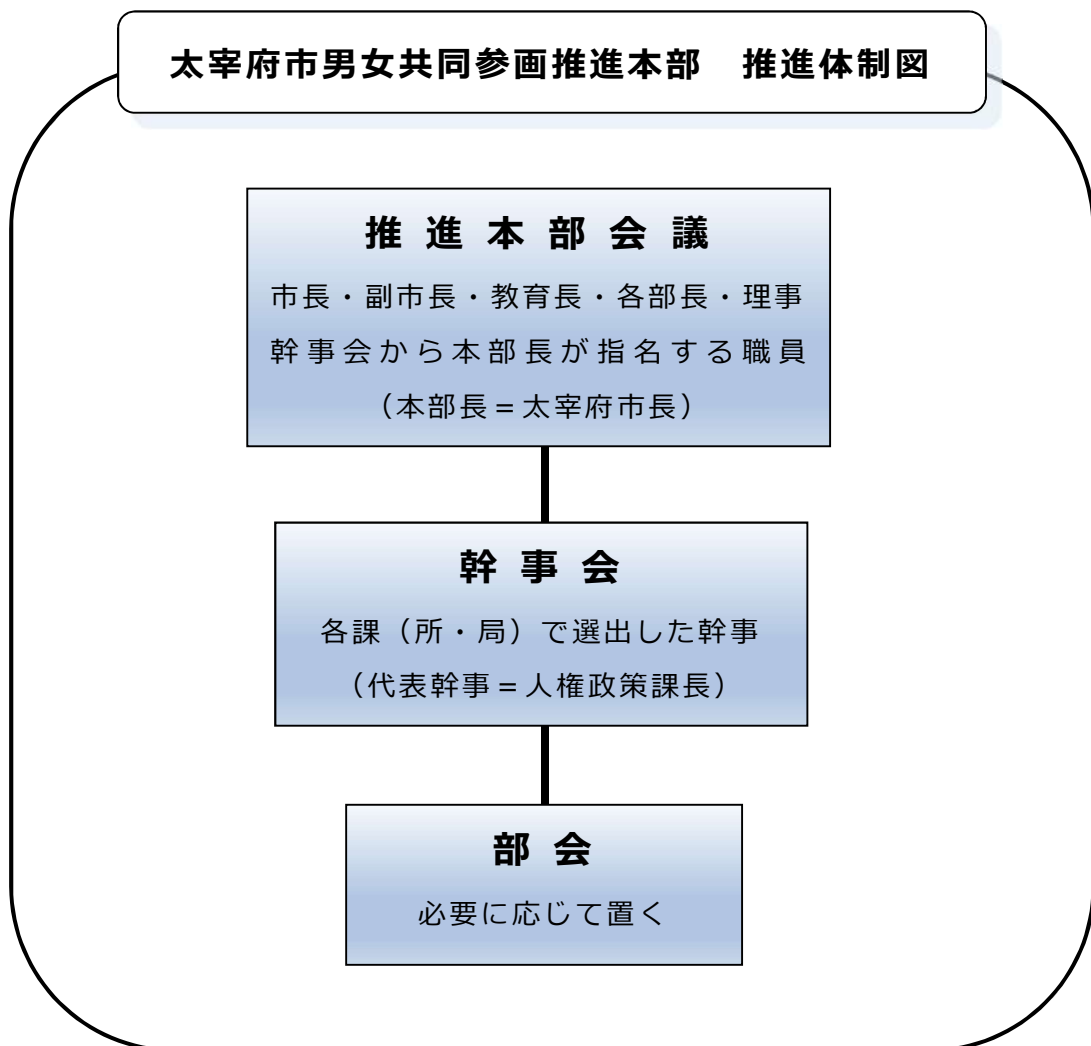
## プランの推進体制

本市では、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させていくため、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し総合的に取組を進めています。この推進本部を核として、広範囲に渡る取組を確実に実行していくため、庁内の各分野が一体となり実効力ある施策を展開するほか、国や県などの関係機関との連携をより一層図っていく必要があります。

男女共同参画行政に関しては、識見者や市民等で構成する「太宰府市男女共同参画審議会」に諮り幅広く審議され、その提言等を施策へ反映させていくほか、男女共同参画プランの進捗状況を評価し市民に公表していきます。

なお、男女共同参画に関わる施策の苦情処理や人権侵害救済を図るため「太宰府市男女共同参画推進委員」を設置しています。

また、本市の男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画推進センタールミナスの事業内容を検証し、市民が男女共同参画を学習するための情報発信や講座内容の充実を図っていくとともに、自主的な活動を支援し、関係団体とも協働、協力して、自ら参画し活躍する市民リーダーの育成を図っていきます。



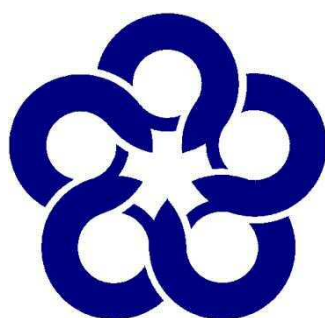


## ① 推進体制の整備・強化

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
79	男女共同参画推進本部体制の充実・強化	男女共同参画推進本部の「推進本部会議」「幹事会」の体制を充実・強化し、男女共同参画社会形成のための施策の総合的・効果的な推進を図ります。	継続	人権政策課
80	男女共同参画審議会の機能発揮	男女共同参画プランの進捗状況について審議会に報告し、審議会の調査・審議により政策提言を受けていきます。	継続	人権政策課
81	男女共同参画プランの進行管理	男女共同参画プランに基づいて、その進捗状況をまとめ、公表します。	継続	人権政策課
82	男女共同参画推進センタールミナスの機能発揮	指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、センターの事業内容の評価検証を行い、事業内容の充実を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス)
83	市職員の男女共同参画意識の向上	男女共同参画の視点にたった行政の推進を図るため職員研修を行います。	継続	人権政策課

## ② 市民との連携

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
84	苦情処理及び人権救済の申出制度の周知	男女共同参画推進委員による苦情処理及び人権救済制度の周知を図り、活用につなげます。	継続	人権政策課
85	ルミナスを拠点とした市民リーダー及び団体の育成	ルミナス登録団体への加入を促進し、活動を支援しながら、男女共同参画を目指す人材、団体を育成します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
86	関係団体との連携	子ども、高齢者、障がい者等の関係団体に対し、男女共同参画に関連する研修や学習機会を提供し、共に男女共同参画を考えていきます。	継続	関係課



### 第3次太宰府市男女共同参画プラン

---

編集 太宰府市 市民生活部 人権政策課  
〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号  
電話 092-921-2121 (代表)  
FAX 092-921-1601 (代表)  
市 HP <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>  
E-mail [jinken@city.dazaifu.lg.jp](mailto:jinken@city.dazaifu.lg.jp)